

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 政策経営部

監査種別	2021年 第1回定期監査(その1)
監査対象	政策経営部 広聴課
監査の結果	<p><契約事務> 【指摘】 履行の確認については、町田市契約事務規則にのっとり、適正に行うべきもの</p> <p>町田市契約事務規則第45条第2項では、「課長は、(中略) 検査を行った結果、合格と認めたときは、その旨を記載した書類を作成しなければならない。」と定めている。</p> <p>庁舎総合案内業務委託に係る関係書類の閲覧を行ったところ、毎月の業務終了後に提出される実施報告書について、検査に合格した旨を記載した書類が作成されていなかった。</p> <p>主管部課によれば、従前より受託者から提出された業務委託月報及び日報の決裁をもって検査に合格したこととし、合格証等の書類は作成していなかったとのことであった。</p> <p>主管部課は、町田市契約事務規則にのっとり、履行の確認を適正に行うべきである。</p>
措置済み	(改善措置を講じた時期) 2021年3月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>毎月の業務終了後に提出される庁舎総合案内業務委託実施報告書について、余白に合格と認める旨と検査日を記入の上、課長がサインするよう改めました。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 防災安全部

監査種別	2021年 第1回定期監査(その1)
監査対象	防災安全部 防災課
監査の結果	<p><収入事務> 【指摘】収入金については、町田市会計事務規則にのっとり、適正に管理すべきもの</p> <p>町田市会計事務規則第27条第4項では、「出納員は、その取り扱った収入金を納付書によって、即日又は翌日これを指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。」と定め、同規則第112条では、出納員は、現金出納簿、有価証券出納簿、金庫内保管物記録簿のうち、必要なものを備えて整理しなければならないと定めている。</p> <p>複写機等使用料に係る関係書類の閲覧及び質問を行ったところ、金庫内保管物記録簿を作成せずに収入金を手提金庫に保管し、翌月に1か月分をまとめて指定金融機関へ払い込んでいた。</p> <p>主管部課によれば、収入の都度払い込むのは煩雑なため、1か月分をまとめて払い込み、取り扱った収入金を収納金日報兼月報のみで管理していたとのことであった。</p> <p>主管部課は、町田市会計事務規則にのっとり、収入金を適正に管理すべきである。</p>
措置済み	<p>(改善措置を講じた時期) 2021年2月</p> <p>(改善措置の内容)</p> <p>監査による指摘事項を受けまして、町田市会計事務規則に則り速やかに「現金出納簿」及び「金庫内保管物記録簿」を作成いたしました。作成以後、各帳簿を毎日記録し、開庁日ごとに課長の確認を行うとともに、月締めで部長の確認を行っております。</p> <p>また、複写機等使用料につきましては、会計課と協議を行い、週締めで指定金融機関へ払い込みを行っております。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 防災安全部

監査種別	2021年 第1回定期監査(その1)
監査対象	防災安全部 防災課
監査の結果	<p><支出事務> 【指摘】前渡金に係る帳簿については、町田市会計事務規則等にのっとり、適正に管理すべきもの</p> <p>町田市会計事務規則第113条では、「資金前渡受者は、前渡金整理簿を備えて、現金の出納を整理しなければならない。」と定めている。また、手提金庫及び金庫室の使用に関する取扱要領第5では、課長は、業務終了後、毎日、金庫内保管物記録簿に手提金庫内の保管物を全て記録しなければならないと定めている。</p> <p>前渡金に係る関係書類の閲覧を行ったところ、前渡金整理簿への記入に不備が見受けられた。また、前渡金は手提金庫で保管していたが、金庫内保管物記録簿が作成されていなかった。</p> <p>主管部課によれば、支出命令書の件名又は用途ごとに異なる担当者が前渡金整理簿を記入し、金庫内保管物記録簿も作成していなかった。組織として、現金の取扱いについての認識が不十分であり、確認体制も整備していなかったとのことであった。</p> <p>主管部課は、町田市会計事務規則等にのっとり、前渡金に係る帳簿を適正に管理すべきである。</p>
措置済み	<p>(改善措置を講じた時期) 2021年2月</p> <p>(改善措置の内容)</p> <p>監査による指摘事項を受けまして、町田市会計事務規則に則り速やかに「前渡金整理簿」の記載方法を是正いたしました。</p> <p>また、監査による指摘事項を受けまして、同様に「金庫内保管物記録簿」を作成しております。加えて、手提金庫内に前渡金が保管されている開庁日及び出入金があった日は、「金庫内保管記録簿」への記入を徹底しております。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 防災安全部

監査種別	2021年 第1回定期監査(その1)
監査対象	防災安全部 防災課
監査の結果	<p><契約事務> 【意見】 履行の確認については、業務委託契約書に基づき、適正に行われるよう努められたい</p> <p>町田市防災行政無線設備、計測震度計及び全国瞬時警報システム保守点検業務委託契約における契約約款及び仕様書では、契約の履行について毎月の保守点検終了後14日以内に報告書を提出するとされており、業務完了後に検査をしなければならないと定めている。</p> <p>関係書類の閲覧を行ったところ、保守点検報告書の収受・回議がされておらず、履行の報告を受けていることが確認できなかった。</p> <p>主管部課によれば、本業務委託契約については、保守点検終了後に提出される当該報告書以外の手段により正常な稼働状態を確認していることから、担当者は、本業務が適正に行われていると認識し、当該報告書内容を確認した後、保管していたとのことであった。</p> <p>主管部課は、業務委託契約書に基づき、履行の確認が適正に行われるよう努められたい。</p>
措置済み	<p>(改善措置を講じた時期) 2021年9月</p> <p>(改善措置の内容)</p> <p>本件委託契約では保守点検報告書の提出をもって履行の確認をすべきであったところ、当該報告書による適切な確認が行われていなかったため、今後の業務委託につきましては、保守点検報告書による履行確認も含め、監督・検査を適切にするよう改めました。</p>

措置状況通知書

(担当部) 市民部

監査種別	2021年 第1回定期監査(その2)
監査対象	市民部 市民総務課
監査の結果	<p><契約事務> 【意見】清掃費用の負担については、受益者負担の観点から検討するよう努められたい</p> <p>地方自治法第238条の4第7項では、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と定め、町田市公有財産規則第30条では、行政財産を使用する者に対しては、当該財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならないと定めている。</p> <p>町田市民フォーラム清掃業務委託契約に係る関係書類の閲覧を行ったところ、清掃業務の範囲に当該施設を使用している団体部分を含め、当該清掃に係る費用を負担していた。</p> <p>主管部課によれば、当該施設を使用している団体部分の清掃費用については、過去に締結した協定書に基づき、市が負担しているとのことであった。</p> <p>主管部課は、町田市公有財産規則第30条の趣旨に鑑み、受益者負担の観点から検討するよう努められたい。</p>

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2024年2月
	(改善措置の内容) これまでは、部内において市民フォーラムを使用している団体部分の清掃費用を市が負担している理由を整理していませんでしたが、今回の監査の意見を踏まえ、整理をしました。 光熱水費等については、日常の生活の用に応じて負担する費用として使用者が負担し、清掃費用については、建物を清潔に保つという建物の維持管理の費用として建物の所有者である町田市において負担すべきものとして整理し、町田市事務決裁規程に基づき整理内容を決裁しました。

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 市民部

監査種別	2021年 第1回定期監査 (その2)
監査対象	市民部 市民協働推進課
監査の結果	<p><契約事務> 【指摘】 履行の確認については、町田市契約事務規則等にのっとり、適正に行うべきもの</p> <p>地方自治法第234条の2第1項では、「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、(中略) 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(中略)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」と定めている。</p> <p>また、町田市契約事務規則第45条第2項では、「課長は、(中略) 検査を行った結果、合格と認めるときは、その旨を記載した書類を作成しなければならない。」と定めている。</p> <p>町田市民フォーラム清掃業務委託契約及び町田市民フォーラム施設建築物賃貸借契約に係る関係書類の閲覧を行ったところ、町田市民フォーラム清掃業務委託契約については、毎月の業務完了後、受託者から履行を確認する報告書が提出されておらず、また、いずれの契約も町田市契約事務規則にのっとり書類が作成されていなかった。</p> <p>主管部課によれば、町田市民フォーラム清掃業務委託契約については、清掃担当者から提出される作業日報の記録をもって検査に合格したこととした。いずれの契約も合格証等の書類は作成していなかったとのことであった。</p> <p>主管部課は、町田市契約事務規則等にのっとり、履行の確認を適正に行うべきである。</p>

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2021年6月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>町田市民フォーラム清掃業務委託契約の受託業者から業務履行の「作業日報報告書」を、毎月の業務完了後に提出をするよう指示し、業務の検査に合格したことの合格証を作成するよう改めました。</p> <p>また、町田市民フォーラム施設建築物賃貸借契約に関して、毎月賃貸借契約の履行完了の確認のため合格証を作成するよう改めました。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 市民部

監査種別	2021年 第1回定期監査(その2)
監査対象	市民部 なるせ駅前市民センター
監査の結果	<p><収入事務> 【意見】 履行の確認については、町田市契約事務規則等にのっとり、適正に行うべきもの</p> <p>地方自治法第234条の2第1項では、「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、(中略) 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(中略) をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」と定めている。</p> <p>また、町田市契約事務規則第45条第2項では、「課長は、(中略) 検査を行った結果、合格と認めたときは、その旨を記載した書類を作成しなければならない。」と定めている。</p> <p>なるせ駅前市民センターエレベーター保守点検業務委託契約に係る関係書類の閲覧を行ったところ、毎月の業務完了後、履行を確認する点検報告書が受託者から提出されておらず、町田市契約事務規則にのっとり書類が作成されていなかった。</p> <p>主管部課によれば、定期点検及び故障対応時に提出される作業報告書の收受、決裁をもって検査に合格したこととし、合格証等の書類は作成していなかったとのことであった。</p> <p>主管部課は、町田市契約事務規則等にのっとり、履行の確認を適正に行うべきである。</p>

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2021年6月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>毎月の業務完了後、契約の相手方から「業務一部完了届又は完了届」の提出を受け、検査後合格印を押印するよう改めました。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 市民部

監査種別	2021年 第1回定期監査 (その2)
監査対象	市民部 堺市民センター
監査の結果	<p><収入事務> 【指摘】 履行の確認については、町田市契約事務規則等にのっとり、適正に行うべきもの</p> <p>地方自治法第234条の2第1項では、「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、(中略) 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(中略)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」と定めている。</p> <p>また、町田市契約事務規則第45条第2項では、「課長は、(中略) 検査を行った結果、合格と認めたときは、その旨を記載した書類を作成しなければならない。」と定めている。</p> <p>堺市民センターガスヒートポンプエアコン保守点検業務委託契約に係る関係書類の閲覧を行ったところ、業務完了後、履行を確認する点検報告書が受託者から提出されておらず、町田市契約事務規則にのっとり書類が作成されていなかった。</p> <p>主管部課によれば、点検整備及び故障対応時に提出される作業報告書の收受、決裁をもって検査に合格したこととし、合格証等の書類は作成していなかったとのことであった。</p> <p>主管部課は、町田市契約事務規則等にのっとり、履行の確認を適正に行うべきである。</p>

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2021年4月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>業務委託契約について、履行の完了を確認する報告書を必ず受託者より提出するよう指示し、検査を行った上で合格したことを証する書類である合格証等を作成することといたしました。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 市民部

監査種別	2021年 財政援助団体等監査
監査対象	市民部 市民協働推進課
監査の結果	<p><一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス> 【意見】出資（出えん）団体への指導監督については、法人税法施行令等に基づき、適正に行うよう努められたい</p> <p>法人税法施行令第5条では、収益事業に規定する事業として請負業を定め、法人税基本通達15-1-28では、公益法人等が事務処理の受託の性質を有する業務を行う場合において、実費弁償により行われるものであり、かつ、あらかじめ一定の期間を限って所轄税務署長の確認を受けたときは、当該公益法人等の収益事業としないと定めている。また、地方自治法第221条第3項では、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができると定めている。町田市外郭団体の指導監督に関する要綱第5では、事業報告及び決算報告の指導監督について、同要綱第6では、経営状況が適切かつ健全であるかの指導監督について定めている。</p> <p>町田市地域活動サポートオフィスに係る関係書類の閲覧及び関係職員への質問を行ったところ、収益事業としない事務処理について、法令等で定める所轄税務署長の確認を受けず、主管部課による指導監督もなされていなかった。</p> <p>主管部課によれば、町田市地域活動サポートオフィスの会計処理や決算事務については、疑義のある場合、顧問税理士に適時確認し、処理するよう指導監督を行っていたが、法令等に関する認識不足があり、十分な指導監督ができていなかったとのことであった。</p> <p>主管部課は、法人税法施行令等に基づき、出資（出えん）団体への指導監督を適正に行うよう努められたい。</p>
措置済み	(改善措置を講じた時期) 2021年12月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>町田市地域活動サポートオフィスに対して、適時、顧問税理士や全国公益法人協会等に法人税法施行令等の法令を確認し、適正に事務を執行するとともに、確認の内容については市へ報告するよう指導しました。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 市民部

監査種別	2021年 財政援助団体等監査
監査対象	市民部 市民協働推進課
監査の結果	<p><町田市町内会・自治会連合会補助金></p> <p>【指摘】補助金の交付決定に係る条件の通知については、補助金等の予算の執行に関する規則等にのっとり、適正に行うべきもの</p> <p>補助金等の予算の執行に関する規則第8条第1項では、「市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。」と定め、同規則においては、補助金等の返還、財産処分に関わる条件等を定めている。また、町田市補助金等の交付に関する要綱第15では、帳簿等の整理保管の条件を定めている。</p> <p>町田市町内会・自治会連合会補助金に係る関係書類の閲覧を行ったところ、町田市町内会・自治会連合会に交付する補助金の交付決定通知書に、同規則及び同要綱に定めるところによる条件が記載されていなかった。</p> <p>主管部課によれば、交付決定通知書の記載に際し、町田市町内会・自治会連合会との間で疑義が生じる事項について記載することを重視し、同規則及び同要綱に定めるところによる条件の記載をしていなかったとのことであった。</p> <p>補助金の交付決定の通知における条件は、補助事業者にその条件の内容の履行を求めるためである。</p> <p>主管部課は、補助金等の予算の執行に関する規則等にのっとり、補助金の交付決定に係る条件の通知を適正に行うべきである。</p>

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2022年1月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>決定通知書に要綱及び規則等の条件を明記するよう改めました。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 市民部

監査種別	2021年 財政援助団体等監査
監査対象	市民部 市民協働推進課
監査の結果	<p><町田市町内会・自治会連合会補助金></p> <p>【意見】補助事業の成果の確認については、補助金等の予算の執行に関する規則等の規定に基づき、適正に行うよう努められたい</p> <p>補助金等の予算の執行に関する規則第6条第1項では、市長は、補助金等の交付の申請があった場合は、補助事業等の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金等の交付の決定をしなければならないと定めている。また、同規則第16条第1項では、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、当該補助事業等の成果を記載した実績報告書に關係書類を添えて、市長に報告しなければならないと定め、同規則第17条では、市長は、実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書の審査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査することと定めている。</p> <p>町田市町内会・自治会連合会補助金交付要綱第2では、地域住民の共同活動の振興を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを補助の目的として定め、同要綱第4では、補助対象事業について定めている。</p> <p>町田市町内会・自治会連合会補助金に係る關係書類の閲覧を行ったところ、補助の目的に沿った補助事業の成果を記載する実績報告書になっていなかった。</p> <p>主管部課によれば、実績報告書には記載がないが、市と共催により地区長会や市政懇談会を開催しているという事実、町田市の町内会・自治会加入率が微減又は横ばいを維持している事実をもって、補助事業の成果としているとのことであった。</p> <p>町田市町内会・自治会連合会補助金では、補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請を行い、市は、交付申請された補助事業の目的及び内容を調査し、当該補助事業が同要綱に定める補助対象事業の目的に寄与することを確認し、補助金の交付決定を行うこととしている。</p> <p>補助事業の完了後、補助事業者は、遂行された補助事業の成果を記載した実績報告書を提出し、市は、実績報告書の審査において、実績報告書に記載された補助事業の成果が補助金の交付決定と適合しているかを確認することとしている。</p> <p>実績報告書には記載がないが、市との共催、町田市の町内会・自治会加入率の維持を成果としているとのことであるが、実績報告書に記載される補助事業の成果は、遂行された補助事業の成果が同要綱に定める補助対象事業の</p>

	<p>成果に適合することと、補助目的を踏まえた補助金の交付の決定の内容に適合することにより、補助金が地域住民の共同活動の振興を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを確認するためのものである。</p> <p>主管部課は、補助金等の予算の執行に関する規則等の規定に基づき、補助事業の成果の確認を適正に行うよう努められたい。</p>
--	--

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2022年1月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>実施事業の内容や町内会・自治会加入率等を実績報告書に記載することとし、補助目的に適合した成果か確認を行うこととしました。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 市民部

監査種別	2021年 財政援助団体等監査
監査対象	市民部 市民協働推進課
監 査 の 結 果	<p><町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金></p> <p>【意見】補助事業の成果の確認については、補助金等の予算の執行に関する規則等の規定に基づき、適正に行うよう努められたい</p> <p>補助金等の予算の執行に関する規則第6条第1項では、市長は、補助金等の交付の申請があった場合は、補助事業等の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金等の交付の決定をしなければならないと定めている。また、同規則第16条第1項では、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、当該補助事業等の成果を記載した実績報告書に關係書類を添えて、市長に報告しなければならないと定め、同規則第17条では、市長は、実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書の審査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合するものであるかを調査することと定めている。</p> <p>町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱第2では、広く地域コミュニティ活動の場である集会施設の整備を支援し、もって地域コミュニティ活動の発展に寄与することを補助の目的として定め、同要綱第8では、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助事業に係る事業計画の承認を受けなければならないと定めている。</p> <p>町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金に係る關係書類の閲覧を行ったところ、補助の目的に沿った補助事業の成果を記載する実績報告書になっていなかった。また、補助事業に係る事業計画の承認基準も確認出来なかった。</p> <p>主管部課によれば、集会施設が完成することと、完成後の集会施設を利用することを成果として捉えている。完成については実績報告書及び現地調査で確認しており、利用については翌年度以降、毎年4月に提出される前年度の利用状況報告をもって確認しているとのことであった。また事業計画の申請があった場合は、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱に規定された条件により、目的及び内容が適正であるかの確認はしているが、承認又は不承認の具体的な基準はなく、予算、緊急性、老朽化等を考慮に入れながら総合的な判断をしているとのことであった。</p> <p>町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金では、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ事業計画の承認を受け、補助金の交付申請を行い、市は、交付申請された補助事業の目的及び内容を調査し、当該補助事業が同要綱に定める補助対象事業の目的に寄与することを確認し、補助金の交</p>

	<p>付決定を行うこととしている。</p> <p>補助事業の完了後、補助事業者は、遂行された補助事業の成果を記載した実績報告書を提出し、市は、実績報告書の審査において、実績報告書に記載された補助事業の成果が補助金の交付決定と適合しているかを確認することとしている。</p> <p>事業計画の具体的な基準はなく、総合的な判断しているとしていることであるが、事業計画の承認は、あらかじめ交付申請の前に、事業計画が補助対象事業の目的及び内容に沿って適正であることを確認し、複数の事業計画に対し評価をするものである。</p> <p>また、集会施設が完成することと、完成後の集会施設を利用することを成果として捉えているとのことであるが、実績報告書に記載される補助事業の成果は、遂行された補助事業の成果が同要綱に定める補助対象事業の成果に適合することと、補助目的を踏まえた補助金の交付の決定の内容に適合することにより、補助金が広く地域コミュニティ活動の場である集会施設の整備を支援し、もって地域コミュニティ活動の発展に寄与することを確認するためのものである。</p> <p>なお、完成後の集会施設の利用状況を確認することについては、実績報告書に記載された補助事業の成果ではないが、補助事業を評価する上で必要であると考えます。</p> <p>主管部課は、補助金等の予算の執行に関する規則等の規定に基づき、補助事業の成果の確認を適正に行うよう努められたい。</p>
--	--

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2022年1月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>実績報告書へ集会施設の利用計画を記載することとし、補助目的に適合した成果か確認を行うこととしました。</p>

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 下水道部

監査種別	2021年 第2回定期監査
監査対象	下水道部 下水道経営総務課
監 査 の 結 果	<p><収入事務> 【指摘】下水道事業受益者負担金については、法令等にのっとり、適正に処理すべきもの</p> <p>都市計画法第75条第3項では、受益者負担金を納付しない者があるときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないと定めている。また、町田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第7条第1項では、下水道事業受益者負担金の納期を定め、同規則第18条第1項では、納期限までに納付しないときは、納期限から20日以内に督促しなければならないとし、同条第2項では、督促で指定する期限は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日とすると定めている。</p> <p>さらに、地方自治法第236条第4項では、「法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。」と定めている。</p> <p>下水道事業受益者負担金に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、督促状で指定する期限が同規則で定める日数を超える事例や、督促により更新された時効の完成前に不納欠損の処理をしている事例が見受けられた。</p> <p>主管部課によれば、各期別の納期限が月末であることから同規則に基づき翌月20日に督促しているが、納付いただく方の分かりやすさを優先し、税など他の公金の支払い期限に合わせ、督促で指定する期限を月末としていたとのことであった。</p> <p>また、同規則改正前の第4期は3月31日を納期限とし、納付されない場合の督促状を4月に発した期別は5年後の4月に時効となるが、一会計年度に調定された期別を全て、5年後の年度内に不納欠損の処理を行っていたとのことであった。</p> <p>督促は、納期限までに納付されないとき、期限を指定し納付を催告する行為である。納付いただく方の分かりやすさを優先したとのことであるが、督促は時効の更新の効力を有するものであり、かつ、滞納処分手続の前提要件でもある。</p> <p>不納欠損の処理は、債権を履行させることが不能又は著しく困難であると認められる場合や時効の完成により債権が消滅した場合に行うものである。</p> <p>主管部課は、法令等にのっとり、適正に下水道事業受益者負担金を処理すべきである。</p>

措置済み	(改善措置を講じた時期) 2022年1月
	(改善措置の内容) 督促状については2021年度第4期分(2022年1月31日期限)から、条例施行規則にのっとり、納期限から20日以内に送り、発送日から10日を経過した日で設定するよう改めました。 また、不納欠損についても、督促を基準にした時効管理を行い、欠損処理をするよう改めました。

措 置 状 況 通 知 書

(担当部) 下水道部

監査種別	2021年 第2回定期監査
監査対象	下水道部 水再生センター
監査の結果	<p><収入事務></p> <p>【指摘】納入通知の納期限については、町田市会計事務規則にのっとり、適正に定めるべきもの</p> <p>町田市会計事務規則第25条では、納入通知をする場合の納期限について、法令その他の定めがある場合を除くほか、調定の日から起算して30日以内において適宜の納期限を定めるものとしている。</p> <p>下水道用地占用料に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、納期限が調定日の翌日から起算して30日を超えている事例が見受けられた。</p> <p>主管部課によれば、占用の開始を許可した日を調定日としていたが、同規則第25条に「調定の日から起算して30日以内において適宜の納期限を定めるものとする」と定められていることを見落とし、占用の許可を受けた者と納期限を協議して定めたとのことであった。</p> <p>納入の通知は調定と一連の行為であることから、調定がなされたとき、直ちに納入義務者に対し、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限等を通知しなければならない。占用の許可を受けた者と納期限を協議し定めていたとのことであるが、納入の通知における納期限は、調定の日から起算して30日以内において適宜の納期限を定めるものである。</p> <p>主管部課は、町田市会計事務規則にのっとり、納入通知の納期限を定めるべきである。</p>
措置済み	(改善措置を講じた時期) 2022年1月
	<p>(改善措置の内容)</p> <p>「町田市会計事務規則にのっとり、納入通知の納期限を定めるべきである」の指摘に基づき、2022年1月28日に占用料の算定について研修を実施して課内周知を図りました。</p> <p>また、再発防止のために占用料の業務フローを用いて、庶務担当者で定期的に確認を行い、規則遵守に努めております。</p>